



あたごふれあい人権文化センターだより

2022年11月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

11月は、「児童虐待防止推進月間」です。

たたかれていい子どもなんて、いないんだよ。
～子どもの権利が尊重される子育ての実現のために～

子どもが持っている4つの権利

- たたかれたりひどいことを言われない。
- 元気に、健康に毎日を過ごして成長する。
- 保護者の人から育てられる。守ってもらえる。
- 自分の意見をいう。話を聞いてもらえる。



全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、平成28年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています。また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています。

しつけと体罰の違いって？

体罰が許されないものであることが法定化されました。

子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

- 「しつけ」とは…子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。
- 「体罰」とは…子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)です。

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があります。(裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター TEL0858-28-5440



人権文化センター

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。子どもに問いかけたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。

②「言うことを聞かない」にもいろいろあります

保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、様々な理由があります。「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。

③子どもの成長・発達によっても異なることもあります

子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。それぞれの子どもによって成長・発達の状況にも差があることを理解しましょう。子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアが必要なこともあります。



④子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう

乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、「触っちゃダメ!」と叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるように教えてあげたり環境を整えてあげましょう。

⑤注意の方向を変えたり、やる気に働きかけてみましょう

子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら、待つことで子どもの気持ちや行動が変化するかもしれません。難しければ、場面を切り替えること(家から出て散歩をする等)で注意の方向を変えてみてもよいでしょう。

⑥肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えたりすることもできます。

⑦良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。子どもの態度や行動を褒めるときは、何が良いのかを具体的に褒めると、子どもにより伝わりやすくなります。子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。(厚生労働省ホームページより)

(児童相談所 相談専用ダイヤル) 子育てに悩んだら 0120-189-783

上小鴨地区人権教育推進部・あたごふれあい人権文化センター共催

人権問題講演会

※期 日：11月20日(日)
13:30~15:00

※場 所：上小鴨コミュニティセンター

※演 題：「カラーユニバーサルデザイン」

※講 師：石田重幸さん

(鳥取市中央人権福祉センター)

色覚(色の感じ方)は、味覚や嗅覚と同じように実は人それぞれに違います。

カラーユニバーサルデザインは、「読めない」、「使いづらい」といった状態を解消し、できるだけ多くの人に情報が正確に伝わるようあらかじめ配慮する取組です。